

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 5 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市条例第25号

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例  
新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例（平成16年新潟市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表第4のうち54の表中

「

会議室	1時間につき	300
-----	--------	-----

を

「

会議室1	1時間につき	300
会議室2	1時間につき	200

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。